

令和6年度
農林水産省政策評価実施計画

令和6年3月

農林水産省

目 次

I	計画期間	1
II	事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法	1
1	実績評価	1
2	総合評価	4
3	公共事業の事業評価	4
4	研究開発の事業評価	4
5	規制の事業評価	5
6	租税特別措置等の事業評価	5
	(別表1) 政策評価体系	6
	(別表2) 公共事業の事業評価	7
	(別表3) 研究開発の事業評価	11
	(別表4) 規制の事業評価	12

令和6年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条及び農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

I 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

II 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

1 実績評価

(1) 事後評価の対象とする政策

ア 別表1の政策評価体系に掲げる中目標1～4に属する政策分野（総合評価を行う政策分野を除く。）について、令和5年度に実施した政策を対象として、(2)に定めるところにより評価を行うとともに、必要に応じて測定指標等の見直しを行う。

イ 中目標5及び6に属する政策分野について、令和5年度の実績の測定（モニタリング）を行うとともに、特に必要があると認められるときは、評価を行う。

(2) 具体的な事後評価の方法

ア あらかじめ設定した測定指標の目標値に対する実績値を測定・把握し、次の表に定めるところにより、測定指標単位の目標の達成度合いの判定を行う。

<測定指標単位の目標の達成度合いの判定>

	i. 達成度合いを定量的に判定する場合		ii. 達成度合いを定性的に判定する場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	A'	目標値に対する達成度合いが150%を超える		
	A	目標値に対する達成度合いが90%以上150%以下	A (おおむね有効)	個別の測定指標ごとに設定
	B	目標値に対する達成度合いが50%以上90%未満	B (有効性の向上が必要である)	個別の測定指標ごとに設定
	C	目標値に対する達成度合いが50%未満	C (有効性に問題がある)	個別の測定指標ごとに設定

(注1) 達成度合いを定量的に判定する場合における達成度合いの計算方法は、当該年度における目標値を算出設定した上で、差分比較法（当該年度の目標値及び実績値からそれぞれ基準値を差し引いた値を比較する方法）又は直接比較法（当該年度の目標値と実績値を直接比較する方法）を用いることを基本とする。

【計算式例】

差分比較法：達成度合い(%) = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100

直接比較法：達成度合い(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100

(注2) 達成度合いを定性的に判定する場合における判定基準は、事前分析表において個別の測定指標ごとに設定する。

イ また、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）に基づき、次の表に定めるところにより、政策分野単位の目標の達成度合いの判定を行う。

<政策分野単位の目標の達成度合いの判定>

ガイドライン上の5段階区分		判定方法	
区分	内容	手順1	手順2
①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	全ての測定指標が「A'」又は「A」	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数以上
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの		政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数未満
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの	「B」又は「C」の測定指標を含む	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が半数以上、かつ、「C」が4分の1以下
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの		③及び⑤のいずれにも該当しない場合
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの		政策分野ごとの測定指標のうち「C」が半数以上、かつ、「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が4分の1以下

ウ 評価の実施に当たっては、次の①から③の基準に該当する測定指標については、必要性、効率性、有効性の観点から、十分な要因の分析を行うとともに、有効な改善・見直しの方向を提示する。

- ① 達成度合いが「C」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標
- ② 達成度合いが「B」又は「B（有効性の向上が必要である）」であって、前年度の実績値を下回った指標
- ③ 達成度合いが「A'」となった指標

エ 大規模災害等の影響により評価に必要なデータの収集が困難な場合には、被災地分を除いて令和5年度の目標値を改めて設定した上で実績値を測定・把握し、達成度合いの判定を行う。その際、ウの①又は③の基準に該当する測定指標については、要因の分析等を行う。

2 総合評価

(1) 事後評価の対象とする政策

別表1の政策評価体系に掲げる政策分野⑤を対象とする。

(2) 具体的な事後評価の方法

定量的・客観的な効果の把握を基本としつつ、個々の課題の特性に照らし、適切な手法により効果の把握を行う。また、課題の特性に応じ、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性の観点を適宜、取捨選択することにより評価を行う。

なお、既存の評価関連作業において作成したもの※を評価書として代替又は活用することを可能とする。

※ 既存の評価関連作業において作成したものは、当該政策分野に係る政策効果の把握の結果や、政策評価に類する記載のある審議会答申、白書、計画のフォローアップ等。

3 公共事業の事業評価

(1) 事後評価の対象とする政策

別表2に掲げる公共事業を対象とする。

ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められるときは、評価の実施時期を延期、又は対象とする公共事業を追加することができるものとする。

(2) 具体的な事後評価の方法

ア 期中の評価については、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則として評価を行う。

イ 完了後の評価については、対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業の評価手法の改善等を行う観点から、事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則として評価を行う。

4 研究開発の事業評価

(1) 事後評価の対象とする政策

別表3に掲げる研究開発を対象とする。

(2) 具体的な事後評価の方法

ア 期中の評価については、研究開発課題の継続等の方針の決定に資する観点から、研究の成果の発現状況、社会経済情勢の変化、関連分野の研究開発状況等について点検し、効果を把握することにより評価を行う。

イ 終了時の評価については、研究成果を総括し、成果の活用・普及に資することに加え、研究開発の在り方の検討、研究開発の評価手法の改善等を行う観点から、研究の成果、効率性、成果の普及・波及性等について点検し、効果を把握することにより評価を行う。

5 規制の事業評価

(1) 事後評価の対象とする政策

別表4に掲げる規制を対象とする。

(2) 具体的な事後評価の方法

新設又は改廃された規制を引き続き継続すべきか否かを検討する。その際には、事前評価書に対する指摘事項への対応状況、事前評価時の推計値と事後評価時の実績値が大きく異なった指標の差異分析、事前評価時には定量化できなかった指標の定量化などを踏まえ評価を行う。

6 租税特別措置等の事業評価

事後評価の対象とする政策

該当するものはない。

政策評価体系

1 法第7条第2項第1号に該当する政策分野

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	1 食料の安定供給の確保	①新たな価値の創出による需要の開拓 ②グローバルマーケットの戦略的な開拓 ③消費者と食・農とのつながりの深化 ④食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ⑤総合的な食料安全保障の確立(※)
	2 農業の持続的な発展	⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化 ⑦農地集積・集約化と農地の確保 ⑧農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備 ⑨需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 ⑩農業のデジタルトランスフォーメーションの推進(※) ⑪イノベーション創出・技術開発の推進(※) ⑫環境政策の推進
	3 農村の振興	⑬地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ⑭農村に人が住み続けるための条件整備 ⑮農村を支える新たな動きや活力の創出
	4 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応	⑯東日本大震災からの復旧・復興 ⑰大規模自然災害への備え ⑱大規模自然災害からの復旧(※)
	5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	⑲森林の有する多面的機能の発揮 ⑳林業の持続的かつ健全な発展 ㉑林産物の供給及び利用の確保
	6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	㉒水産資源管理の着実な実施 ㉓水産業の成長産業化の実現 ㉔漁村の活性化の推進
	7 横断的に関係する政策	㉕政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※)

※ 総合評価を行う政策分野

2 法第7条第2項第2号に該当する政策分野

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に該当する政策分野

該当するものはない。

(別表2)

公共事業の事業評価

1 法第7条第2項第1号に該当する個別公共事業

(1) 期中の評価

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	沖縄県	宮古伊良部	農村振興局水資源課	国
機構等	独立行政法人 水資源機構事業	愛知県、静岡県	豊川用水二期	農村振興局水資源課	独立行政法人
直轄	国有林直轄治山事業	岩手県	磐井川上流	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮城県	一迫川上流	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮城県	二迫川上流	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮城県	三迫川上流	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	石川県	手取川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	岐阜県	板取川	林野庁治山課	国
機構等	水源林造成事業	北海道	十勝・釧路川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	十勝・釧路川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	十勝・釧路川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県	閉伊川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県	閉伊川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県	閉伊川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福島県、新潟県	阿賀野川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福島県、新潟県	阿賀野川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福島県、新潟県	阿賀野川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	山梨県、静岡県	富士川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	山梨県、静岡県	富士川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	山梨県、静岡県	富士川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福井県、京都府	由良川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福井県、京都府	由良川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福井県、京都府	由良川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県	加古川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県	加古川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県	加古川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	島根県、山口県	高津川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	島根県、山口県	高津川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	島根県、山口県	高津川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	佐賀県、大分県	筑後川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	佐賀県、大分県	筑後川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	佐賀県、大分県	筑後川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	東浦	水産庁計画課	国
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	江良	水産庁計画課	国
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	様似	水産庁計画課	国

イ 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	畜産局飼料課、農村振興局水資源課・農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課
海岸保全施設整備事業（漁港）	水産庁防災漁村課

(2) 完了後の評価

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	当別	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	札内川第二	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	岩手県	和賀中部	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	静岡県	大井川用水	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	奈良県、和歌山県	第二十津川紀の川・大和紀伊平野	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	鹿児島県	曾於北部	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	沖縄	伊江	農村振興局水資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	北海道	とうま	農村振興局防災課	国
直轄	直轄海岸保全施設整備事業	佐賀県	福富	農村振興局防災課	国
機構等	独立行政法人水資源機構事業	福岡県	両筑平野用水二期	農村振興局水資源課	独立行政法人
直轄	国有林直轄治山事業	岩手県	岩手山	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	宮城県	迫川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	岩手県	磐井川	林野庁治山課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	日高 (日高北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	日高 (日高南部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	渡島檜山 (檜山森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	渡島檜山 (渡島森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	青森県	三八上北 (三八上北森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岩手県	大槌・気仙川 (三陸中部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	秋田県	雄物川 (秋田森林管理署・秋田森林管理署湯沢支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	山形県	最上村山 (山形森林管理署・山形森林管理署最上支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	福島県	阿武隈川 (福島森林管理署・福島森林管理署白河支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	群馬県	西毛 (群馬森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長野県	千曲川下流 (北信森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岐阜県	宮・庄川 (飛騨森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	愛媛県	東予 (愛媛森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	高知県	高知 (嶺北森林管理署・高知中部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	大分県	大分南部 (大分森林管理署)	林野庁業務課	国

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	森林環境保全整備事業	宮崎県	広渡川 (宮崎南部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	鹿児島県	北薩 (北薩森林管理署)	林野庁業務課	国
機構等	水源林造成事業	岩手県	閉伊川広域流域	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	石川県、福井県	九頭竜川広域流域	林野庁整備課	国立研究開発法人
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	仙法志	水産庁計画課	国

イ 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	畜産局飼料課、農村振興局水資源課・農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課
海岸保全施設整備事業（漁港）	水産庁防災漁村課

2 法第7条第2項第2号に該当する個別公共事業

(1) 期中の評価のうち未着手の事業

ア 直轄事業・機構等営事業
該当するものはない。

イ 補助事業

該当するものはない。

(2) 期中の評価のうち未了の事業

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	新鶴川	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	岩手県	岩手山麓	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	埼玉県	荒川中部	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	新潟県	新川流域二期	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	新潟県	関川用水	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	愛媛県	南予用水	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	沖縄県	石垣島	農村振興局水資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	北海道	雨竜暑寒	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	北海道	ニセコ	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	京都府	亀岡中部	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	愛知県	矢作川総合第二期	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	和歌山県	和歌山平野	農村振興局防災課	国

イ 補助事業

事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体	
補助	農業競争力強化農地整備事業	新潟県	女川	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農業競争力強化農地整備事業	熊本県	両出	農村振興局農地資源課	熊本県
補助	水利施設等保全高度化事業	千葉県	両総多古支線	農村振興局水資源課	千葉県
補助	水利施設等保全高度化事業	新潟県	阿賀野川右岸第3	農村振興局水資源課	新潟県
補助	水利施設等保全高度化事業	新潟県	亀田郷	農村振興局水資源課	新潟県
補助	水利施設等保全高度化事業	新潟県	大河津	農村振興局水資源課	新潟県
補助	水利施設等保全高度化事業	静岡県	西浦みかん足保久料	農村振興局水資源課	静岡県
補助	水利施設等保全高度化事業	三重県	宮川左岸	農村振興局水資源課	三重県
補助	水利施設等保全高度化事業	愛媛県	高野地	農村振興局水資源課	愛媛県
補助	水利施設等保全高度化事業	佐賀県	多久導水路	農村振興局水資源課	佐賀県
補助	水利施設等保全高度化事業	宮崎県	小林東部第1	農村振興局水資源課	宮崎県
補助	水利施設等保全高度化事業	宮崎県	細野第1	農村振興局水資源課	宮崎県
補助	水利施設等保全高度化事業	宮崎県	通山・坂の上	農村振興局水資源課	宮崎県

事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体	
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	兼久・大津川・瀬滝	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	木之香阿権	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	沖縄県	真壁南	農村振興局水資源課	沖縄県
補助	水利施設等保全高度化事業	沖縄県	大座	農村振興局水資源課	沖縄県
補助	農村地域防災減災事業	山形県	京田川	農村振興局防災課	山形県
補助	農村地域防災減災事業	埼玉県	島中領	農村振興局防災課	埼玉県
補助	農村地域防災減災事業	長野県	飯島	農村振興局防災課	長野県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	領内川右岸北部	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	高島	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	上郷 2 期	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	光西	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	徳島県	木頭 2 期	農村振興局防災課	徳島県
補助	農村地域防災減災事業	徳島県	木沢 2 期	農村振興局防災課	徳島県
補助	農村地域防災減災事業	佐賀県	川副	農村振興局防災課	佐賀県
補助	農村地域防災減災事業	熊本県	陣の平	農村振興局防災課	熊本県
補助	農村地域防災減災事業	鹿児島県	南種子	農村振興局防災課	鹿児島県
補助	農村地域防災減災事業	鹿児島県	第二甫木	農村振興局防災課	鹿児島県
補助	民有林補助治山事業	秋田県	荒瀬川	林野庁治山課	秋田県
補助	民有林補助治山事業	福島県	浪江	林野庁治山課	福島県

3 法第 7 条第 2 項第 3 号に該当する個別公共事業

期中の評価

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	民有林直轄治山事業	山梨県	野呂川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	高知県	南小川	林野庁治山課	国

イ 補助事業

該当するものはない。

研究開発の事業評価

1 法第7条第2項第1号に該当する研究開発課題等

(1) 研究開発課題
該当するものはない。

(2) 研究制度

区分	評価の種類	研究制度名	研究実施主体	課題を所管する課
直轄	期中 (事後)	国益に直結した国際連携の推進に要する経費	民間団体等	農林水産技術会議事務局国際研究官室
直轄	終了時 (事後)	みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち、スマート農業の総合推進対策のうち、スマート農業普及のための環境整備	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究推進課
直轄	終了時 (事後)	「知」の集積と活用によるイノベーションの創出のうち、「知」の集積による産学連携推進事業	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究推進課

2 法第7条第2項第2号に該当する研究開発課題等
該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に該当する研究開発課題等
該当するものはない。

規制の事業評価

1 法第7条第2項第1号に該当する政策

経営管理権集積計画の作成手続の特例、災害等防止措置命令及び代執行

法人役員等の資格条件の緩和、士業等の資格又は営業許可等の条件の緩和

農地中間管理機構に係る手続の簡素化、認定農業者である農地所有適格法人の要件の特例的緩和、農用地利用規程の特例に係る制度の新設、農地の利用の集積に支障を及ぼす転用の不許可要件への追加

農業用ため池の届出、防災上重要な農業用ため池（特定農業用ため池）に係る行為制限、防災工事の施行、裁定による管理

2 法第7条第2項第2号に該当する政策

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に該当する政策

該当するものはない。